

和歌山県観光立県推進条例の概要

前文

本県の特長、観光が果たす役割を踏まえ、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が、一体となって県民総参加で観光立県の意義に対する理解を深め、その実現に取り組むことを示しています。

目的（第1条）

観光立県の実現を図るため県民総参加による観光振興の取組を推進し、①魅力ある活力に満ちた地域社会の実現 ②本県経済の持続的発展、③県民生活の向上 に寄与すること

定義（第2条）

「県民総参加」、「観光事業者」、「観光関係団体」の意義を定めています。

基本理念（第3条）

次の事項を基本に県民総参加で観光振興に取り組むことにより、観光立県の実現を図ります。

- ①観光が本県経済において重要な役割を担うことを認識すること
- ②観光振興が魅力ある活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを認識すること
- ③地域の魅力を再発見し、大切にしながら活用し、観光客の視点で魅力ある観光を提供すること
- ④郷土を愛する心をはぐくみ、自信と誇りを持って郷土の魅力を国内外に発信すること
- ⑤観光客一人一人が安全・安心・快適に観光が楽しめるようおもてなしをすること
- ⑥地域の生活環境、自然環境、景観との調和に配慮すること

責務・連携協力・役割（第4条～第9条）

県の責務、市町村等との連携協力、県民、観光事業者、観光関係団体の役割を定めています。

県（第4条～第6条）

- ・ 施策の策定・実施
- ・ 総合調整・支援
- ・ 市町村との連携協力
- ・ 近隣府県、大学との連携協力

県民（第7条）

- ・ 理解を深める
- ・ 取組に参画する
- ・ 観光客を温かく迎える

観光事業者（第8条）

- ・ 心のこもったサービスの提供
- ・ 安全・安心・快適な環境の提供 等

観光関係団体（第9条）

- ・ 観光情報の発信
- ・ 観光客の誘致
- ・ 人材育成
- ・ 受入体制の整備 等

施策の基本方針（第10条）

県の観光振興に関する施策の基本方針を定めています。

- ①県民総参加のための広報啓発の推進
- ②郷土の自然、歴史、文化等の学習の機会の提供の促進
- ③観光基盤の整備の促進
- ④観光資源の保全・活用の促進
- ⑤ニューツーリズムの創出・普及の促進
- ⑥戦略的な情報発信の促進
- ⑦国内及び海外からの観光客の誘致の促進
- ⑧人材の育成の促進
- ⑨安全・安心・快適な観光環境の整備の促進

観光振興実施行動計画（第11条）

- ・ 計画の策定、議会への報告と公表
- ・ 市町村等の意見の反映
- ・ 計画の実施状況の報告と公表

その他（第12条～第15条）

- ・ 観光週間
- ・ 調査・分析
- ・ 施策の連携
- ・ 推進体制の整備等

附則

施行日 平成22年4月1日